

災害等応急対策に係る組織体制の整備

担当課：政策企画部危機管理室

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>大阪府域において震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合には、庁内に災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施することを定めている（災害等応急対策実施要領に基づく）。</p> <p>災害対策本部の構成員は、本部長：知事、副本部長：3副知事、危機管理監、本部員：各部長、報道監、危機管理室長、会計管理者、教育長、警察本部副本部長である。</p> <p>部局長等が災害対策本部の構成員となっている各部局の職員は、要領の定めに従い、参集することとなっている。</p> <p>災害対策本部に各部各班が置かれ、要領において各班の事務分掌が定められている。</p> <p>【災害対策基本法】 (災害応急対策及びその実施責任) 第50条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項 	<p>災害等応急対策実施要領では、教育委員会を除く行政委員会の事務局長は災害対策本部の構成員になっておらず、事務局職員の参集規定もない。また、災害対策本部に置かれる各部各班にも位置づけられておらず、事務局職員は応急対策活動に従事することが定められていない。</p> <p>なお、他府県では下記のとおり行政委員会事務局の役割を位置付けているところがある。</p> <p>-----</p> <p>行政委員会事務局の位置づけがある他府県の事例</p> <p>【京都府】 監査委員事務局長、人事委員会事務局長及び労働委員会事務局長は、災害対策本部会議のメンバーとなっている。</p> <p>【和歌山県】 災害対策本部に、監査委員部、人事委員会部、労働委員会部が置かれており、各部の事務分掌について定めがある。</p> <p>【神奈川県】 災害対策本部に、人事委員会部、監査部、労働委員会部が置かれており、各部の事務分掌について定めがある。</p> <p>【愛知県】 災害対策本部に協力部（第1協力部：議会事務局、第2協力部：監査委員事務局、第3協力部：人事委員会事務局、第4協力部：労働委員会事務局）を置き、協力部は協力を求めた部長及び方面本部長の指示に基づき行動するものとされている。</p> <p>-----</p> <p>行政委員会事務局の役割が要領の規定にない理由を担当課に確認したところ、災害対策基本法第50条各号に規定される事項が行政委員会（教育委員会を除く）の所管事務と直接関係がないため位置付けていないとのことであった。しかしながら、災害対策基本法の事項と直接関係のない事務を所管する室・課が協力班として要領上位置づけられていることを考えると、法の事項と関係ない事務を所管していることを理由に行政委員会事務局を要領の規定から外すことは疑義がある。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】 大規模な災害発生時において、公務員は全体の奉仕者として、率先して応急対策活動に従事することが期待されることから、行政委員会事務局の職員について、災害等応急対策に係る組織体制や参集の位置づけがないことは望ましくない。</p> <p>このため、平成26年3月の「大阪府地域防災計画」の改正を踏まえ、現在進められている災害等応急対策実施要領の改訂作業の中で、行政委員会事務局職員の災害対応の事務分掌や参集を明確に規定するよう検討されたい。</p>
措置の内容		
<p>南海トラフ巨大地震などの大規模災害時においては、行政委員会事務局職員も貴重な人的資源と認識しており、当該職員を含む全職員が速やかに災害時の応急対策等に従事できるよう、大阪府災害等応急対策実施要領を改訂すべく検討を進めていたところであり、平成27年2月10日開催の平成26年度第3回大阪府防災・危機管理対策推進本部会議で改訂が了承されたことから、災害対応時における行政委員会事務局職員の事務分掌や参集を明確に規定した。</p>		